

日露戦争後の日露関係についての一考察

トルストグーフ セルゲイ

はじめに

1. ポーツマス後のロシアと日本
 2. 日露接近の開始
- おわりに

キーワード：日露関係、日露戦争、ポーツマス条約、1907年全般政治協定、日露協商、イズヴォルスキー、ラムズドルフ、マレフスキー＝マレヴィチ

はじめに

1905年末から1907年半ばまでの日露関係は数多くの出来事に満ち、それは荒々しい速度で発展し、最も強い注目を集めている。

日露戦争の結果は、全体としてロシアの弱体化と日本の強大化をもたらせ、東アジアにおけるすべての国際関係のシステムを根本的に変化させた。日本は満洲と中国への影響力を急速に強化し始め、そのことでアメリカとの関係を先鋭化させてアジアにおける新たな一連の対立関係を作り出したが、それは20世紀前半の国際政治に深刻な影響を与え始めた。

日露戦争の影響の下で変化したロシアの状況もまた、ヨーロッパにおける勢力関係に根本的な影響を与えた。そこでは英独間の対立が先鋭化し、世界の状況とロシアのありうるべき役割に対するイギリスの見方を変えさせることになった。

ポーツマス講和条約締結後も日露間の交渉は活発に続けられ、その結果、すでに1907年には本質的にポーツマス条約を補足する全般政治協定（日露協商）が調印された。これらの合意は複合的な意味をもっており、直接に満洲、モンゴル、朝鮮に関係するもので、両国間に存在した重要な諸問題を解決し、二国間の関係を強力に推し進める刺激を与えた。したがって、それは単に二国間の出来事としてだけでなく、広い意味で国際的なコンテキストのなかで大きな意味を持っており、ロシアと日本の関係に影響を与えるのみならず、その変化自体の速度を急速に早めた。

本研究の目的は、全般政治協定の締結をもたらせたロシアと日本の二国間関係の研究だけでなく、それと結びついた世界政治の傾向でもある。それは国際関係全体のシステムのなかでの日本、朝鮮、中国での外交の複合的な研究である。日露間でのポーツマス条約の実現について交渉の過程と朝鮮と中国における諸事件の影響を受け、アジアとヨーロッパの国際関係のシステムのなかで全般政治協定作成の過程の全体的な図式を描き、日露関係がなぜかとも急速に対立から同盟へ移ったかを理解することを目的とする。最後に、内容においても、また世界的規模での勢力関係への影響においても、この文書のもつ特殊性を理解することにある。

筆者は本研究を二つの論文として発表する予定である。まず本第一論文では基本的に日露戦

争後から全般政治協定調印までの出来事の分析に重点をおく。次に発表する第二論文では、特に1907年の全般政治協定（日露協商）の分析を行う予定である。

1. ポーツマス後のロシアと日本

多くの政治家にとって、ロシアと日本の協力の可能性は戦後の地政学的な流れから明白であった。すでにセルゲイ・ヴィッテは、第三国を通して可能となる講和条件の前提を分析するなかで、朝鮮と満洲に関する基本的な日本の要求は、両国が協力するための一定の条件を作り出すであろうと予見していた。ポーツマス会議の資料の中にも、ヴィッテが露日協力の比較的可能な地域を調査していた証拠を見出すことが可能である。しかも、このことについてのメモが、参加者の回想録や日本側の公式の議事録に保存されているのである。

たとえば、ヴィッテに同行した交渉団の公式書記、I.コロストヴェッツは次のように書いている。「小村男爵との私的な会話のなかで、ヴィッテは、朝鮮問題だけでなく地域の全体状態を維持するためにも、ロシアに対する援助の必要性を指摘し、ロシアとの全般的な協定の重要性を指摘したことを、私が聞いた。小村男爵は答えをにごしたが、原則として同感した。ヴィッテはラムズドルフ伯爵にその内容の電報を送った。ラムズドルフは日本に対する不信感が続いていたので、このよ

うな協定のための土壌を見出さなかった」¹。

I.コロストヴェッツは、会議の進行中に行われたヴィッテと小村寿太郎との私的な会話について書いているが、速記された日本側の議事録のなかの第1回会談で、高平小五郎（日本代表団の一員）が講和条件の討論をはじめようとした時、ヴィッテは両国間での長期で強固な平和を達成するためには両国の影響圏の境界線を定め、それに応じた協定を締結し、政治的のみならず軍事的な手段によっての相互協力を行わなければならないという趣旨の発言をした²。このことは、ヴィッテが原則的に異なる協定の交渉を日程の中に入れることを実際に提案したことを意味している。さらに、1907年協定よりさらに後の協定の基礎となった影響圏の境界線に関する定義がヴィッテの提案にあったことにも注目すべきだ。

コロストヴェッツの日記にはヴィッテ提案の詳細は含まれていない。それらは日露戦争開始以前の日本側の基本的な提案のひとつであった影響圏の境界線とはいくらか異なるものでありえた。速記録から判断すれば、日本側にとって重要であったのは、ヴィッテが戦前の日本側の提案に同意したという事実そのものであり、そのために提案の詳細は議論されなかったのである。したがって、予想される影響圏の限界、それが1907年の全般政治協定の論述とどれほど一致しているかについても、それを確認することはできない。

ポーツマスにおいて平和条約と異なる協定の

¹ Коростовец И.Я. Воспоминания секретаря Витте. Былое. 1918. С. 133. 「貴殿に対する訓令の資料には、今後日本とは固くて緊密な接近をはかることが望ましいという考えが表明されており、そのことがわれわれの競争相手の列強の陰謀に対して極東におけるロシアの利益を保証することになるであろう。このような接近は恐らく可能であろうが、

しかしそれは相互信頼関係のある場合のみであり、貴殿からの電報から判断するかぎり、それはまだ存在せず……」（Цит. по Глушков В., Черевко К. С. 322）

² 『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊、日露戦争V、399頁

問題を考えたヴィッテの問題提起に対するラムズドルフ外相の立場は注目すべきだ。ラムズドルフの「回答は懐疑的というよりは、むしろ否定的」³であった。しかしながら、会談で、ヴィッテのパートナーであった小村寿太郎などの反応はそれとほとんど同じであった。日本側の資料ではそのことは疑問の余地はないが、コrostヴェッツの日記でも、またヴィッテ自身の回想録においても、小村の冷めた反応が語られている⁴。このことから、両者ともポーツマスではこの問題について会談する用意はなかったということができるだろう。

自分の試みが成功しなかった理由を、S.ヴィッテは、「軍人だけでなく文官の間にも雪辱を期する思いと議論があり続けていた」ということのみにあると見ていた⁵。しかしながら、これはロシアの国内状況のみに関する問題の一側面にすぎない。1905年の日本の世論および政府は、明らかにロシアとの友好条約の締結の方向をめざすものではなかった。日本人たちは、ロシアから領土を含む最大限の譲歩を期待していた。ポーツマス条約は、日本が多く勝利をえたにもかかわらず、賠償金が見込めなかったために日本では低く評価された。小村はこの事実を無視することができなかった。

たとえそれが友好に関する協定の締結であるという口実であったとしても、日本側が譲歩することには、日本国内で同意されるはずではなかったであろう。そのため、ヴィッテと小村の交渉は、ロシアが日本に対して行った現実的な譲歩に関する議論にそったものとなった。

それでも日本側はヴィッテの言葉に注目しないわけにはいかなかった。なぜならロシアは事実上、戦前の日本外交の立場に同意していたからである。ヴィッテの提案は、適宜利

用できるように会議の議事録に書き込まれた。

ヴィッテの提案は日本側の速記録に記録されているが、公式報道として公刊された議事録で広範な社会へ公開されたものではなかった。日本側の資料は日本側の要求の討論が始まる全体会議から公表されたが、討論の議事に関する両国の提案を検討した予備会談の資料は公刊されず、日本外務省の外交文書が公刊された幾年もの後になってようやく手に入るようになった。そのようなやり方の理由は日本国内のみならず、ヨーロッパにおいてもあった。

日露戦争前に戦争を準備する重要なひとこまとなった日英同盟が1902年に締結されたため、ロシアとイギリスの間には長期にわたる大変複雑で緊張した関係が続いていた。同盟が発展するなか戦争終結直前、さらにロシアと対抗する意味をもった第二次日英同盟が結ばれた。

ロシアに対抗する日英同盟の存在は、日本側にとっては以前の敵国との同盟の合意に達するうえで非常に複雑なものであったであろうし、さらにそのことで日英同盟の性格が変化するという意味だった。第二次日英同盟が結ばれた後、同盟の適用範囲が本質的に拡大しインドをも含むことになった。これは日本がその他の諸国と同盟条約を結ぶ際に深刻な障害となりうるものであり、まして、同盟国との協力関係を一層拡大することに関してオスマン帝国と全力で進められた交渉の障害となりうるものであった。

しかしながら大英帝国の立場からすれば、状況は一方的に肯定的であるというものでもなかった。英国は日露戦争の結果、日本とは異なり明白な利益を得たわけではなかった。ポーツマ

³ Коростовец И.Я. Воспоминания. Былое. 1918. С. 133

521頁

⁴ 『日本外交文書』第37巻・第38巻別冊、日露戦争V、

⁵ Коростовец И.Я. Воспоминания. Былое. 1918. С. 133

ス条約は、たとえ間接的であっても、日本の同盟国に全く何ものも与えなかった。朝鮮に対する日本の支配の確立は、イギリスに対するいかなる利益を約束するものでもなく、それとは逆に、イギリス市民の経済的利益の運命に大きな不安を呼び起こした。南満洲から撤退したロシアの地位を日本が占め、そのことによって、この地方に対する影響力の拡大と結びついた新たな問題を予期させることになった。

インドに対するロシアの脅威は、第一次日英同盟締結の際には、現実的というよりは仮想的なものであった。日露戦争におけるロシアの敗戦後、それはまだ小さな可能性にすぎなかった。さらに、ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世が日本の勝利を急いで利用してモロッコ問題に関する国際会議の開催を呼びかけた。ロシア軍が奉天で大敗北した直後それが行われ、その後ヴィルヘルム2世はタンジールに現れ、自己の要求を宣言した。イギリスはただちに自分のフランス同盟国の救援に向かい、そのためドイツとの戦争の瀬戸際にまで達した。

さらに、1905年7月11（西暦24）日、カイゼルとロシア皇帝の会見がビヨルケで行われ、イギリスに対抗する露独同盟の結成が現実的なものとなった。この合意は、まさにロシアをドイツとの同盟に近づけるかもしれないという意味で、日露関係に対して良好な影響を与えうるものではなかった。しかしながら、この時こそ、長年にわたって英露が敵対してきたとはいえ、1905年秋にイギリスの側から相互協定の基盤を探る動きが始まった。

1905年9月4日にロシア政府に手渡された日英同盟条約に添えられた付属書簡のなかで、イギリスはロシアと交渉の用意があることが表明されていた。イギリス政府の戦略にそったこれらの提案は、日露戦争の進行をにらみ、そして1905年7月24日のビヨルケにおける二人の皇帝によって形成された、事実上の二国間の軍事同

盟を意味するドイツとロシアの接近を差し止めることを目指していた。ヨーロッパ最大の軍隊をもった二人の皇帝の同盟はイギリスにとって最も危険なものであり、軍事的対決によってこれに対抗することは不可能であるとみられた。この同盟の試みを崩壊させることができるのは、潜在的な敵対者のひとつに接近することによってのみ可能であり、それはトルコを日英同盟に結びつけることでヨーロッパにおけるイギリスの地位を強化することは不可能であるというイギリス外交路線を運命づけるものであった。さらに、ドイツのバグダッド鉄道建設計画がイギリスを不安にさせた。オスマン帝国は、帝国内の土地で実施されるドイツの計画に障害を与えることで自己のパートナーに簡単に力をかすことができた。スルタンはイギリスの利益に力をかさず、そのことはイギリスの外交官がイラン領内で計画の実現を妨げることを計画することになり、これはロシアとの協力なしでは不可能であった。

モロッコ危機の時点での独仏対立の激化およびフランス外務大臣デリカッセの引退は、ヨーロッパにおける同盟国としてのフランスの弱体化を論証することになり、そのことはイギリスに長期にわたるパートナーであるフランス同様の同盟国としてロシアを見出させることになった。というのもロシアなしにヨーロッパにおける完全な勢力均衡を保障することが不可能であったことが明らかであったからである。

日英同盟の締結後、イギリスの新聞のコメントは、ロシアとイギリスの間の相互理解はそれでもロシア側からの強い希望がある場合は可能であるということで一貫していた。これに対する反響はラムズドルフ伯から述べられた。ロシア外相は9月末にラムズドルフ伯がイギリス国会議員の一人と会ったときにロシアとイギリスとの協商についての何らかの協定が望ましく、ツァーリも完全に同意見であると告げて大英帝

国との同盟に関する合意を得る希望を述べたことに見られた⁶。ふたつの国の立場のこのような変化もまた、サンクト・ペテルブルクからの新聞報道からも明らかになったように、中央アジアにおける影響圏の分割について合意が可能であると予想していたものであった。それに続くものとしてバルフォア卿の次のような言明がなされた。「大英帝国は中央アジアにおける攻撃的な手段措置を講じる意図はない。われわれの目的はあくまで防衛であり攻撃ではない。したがってロシア政府が世界のこの部分で相応の利益に関してわれわれとの相互理解に達することを希望されるなら、大英帝国政府は、いかなる提案をも検討することにやぶさかでない」⁷。それで大英帝国側は戦争によって中断した中央アジア、特にアフガニスタンとイランにおける諸問題についての交渉を再開する希望を述べた。

ラムズドルフの見解によれば、日英協力の主要な核心はロシアに対する不信にあったので、そのような協定は目立つ弱点を持ち、「それが崩壊の種を含むから」⁸というものであった。したがってロシアの外交戦略は、大臣の言葉によれば、「もしわれわれが日本に、ロシアの極東政策に対して異なった立場を納得したら、そしてもし他方で、大英帝国との一定の接近が得られるなら、（それについてロンドンにいるわれわれの大使に指示がすでに送られた）日英同盟は現実的にその意義を失うことになるだろう」⁹。ラムズドルフの依頼によって両国が接近する目的で、イギリスにおいて在英ロシア大使A.ベンケンドルフは、活発な活動を開始し、

イギリス外相D.レンズダウンと連続して数度にわたる会談を行った¹⁰。

1905年10月、国王エドワード7世はガーデング大使を通じてニコライ2世にイギリスとの関係を改善し、友好的な話し合いによってあらゆる重要な問題を解決するという希望を伝えた。事実上、二人の君主の間で予備的な意見交換が行われ、その後、次の年に、新任のニコルソン大使がペテルブルクに派遣された。彼は政府からの確かな訓令を受け取り、ロシア政府とただちに交渉に入った¹¹。こうして、イギリスはイニシアティヴを発揮し、相互接近の事業に粘り強く対応した。このようなことは以前になかったことであった。

イギリスに向かって最敬礼をしたロシアのラムズドルフ外務大臣は、露仏関係にとってビョルケ協定（1905年7月にドイツのヴィルヘルム2世とロシアのニコライ2世の間で結ばれた秘密防衛協定）が危険であることを承知しており、その中立化のため力を尽くしたが、そのことについてもイギリス側から評価されたのである。ラムズドルフの努力は、ポーツマスから帰国した露独軍事同盟に反対の立場に立ったヴィッテによっても支持された。

1905年12月、イギリスで政権交代が起こった。日英同盟にはっきり批判的な立場に立つ自由党が保守党に代わった。ロンドンの大使館から次のような報告があった。「自由党は以前から日英同盟の締結に非常に慎重であり、いくつかの条件を付けて賛成した。1905年8月12日の協定は、統一主義者の政権の遺産の一部として自由党政府に、満足というよりは一層の危機感

⁶ «The Japan Times»の報道。「ラムズドルフ伯はマスタ・オフ・エリバンクと会談し、大英帝国と緊密な通商関係をもつ友好協商関係をもつことを希望すると表明した。これは、伯爵の言葉によれば、世界平和を保障しようとするもので、ツアーリも完全に同意されている。」（*The Japan Times*, October 5, 1905）（当時、The Master of Elibank はアレクサンドル ミュッレ

イの称号だった）

⁷ *The Japan Times*, November 1, 1905, p. 4

⁸ АВП РИ, ф. Японский стол, д. 135, л. 241

⁹ Там же, д. 135, л. 241 об.

¹⁰ Там же.

¹¹ Middleton K.W., *Britain and Russia, An Historical Essay*, London, Hutchison, 1950. p. 88

をもって手渡された。日英関係の最近の諸誤解は、おそらく、日本に対する自由主義者のあまり信じやすすくない態度を変えることにはならず、その多くは、日本との同盟に入ることで、イギリスはロシアのインドへの干渉というほんやりとした脅威に対する自己の無限の行動の自由を犠牲としたという意見を確かなものにした¹²。

よく知られているように、ロシア政府は戦費と国内で拡大する反乱に対処するために緊急に資金を必要としていた。そのために、政府は1905年秋より財政問題を一時的に緩和するため広範な国際的借款についての交渉を始めた。その過程で、政府はフランスとイギリスとの合意によってのみ必要な資金を集めることができることを確信した。ドイツが、フランスとイギリスとモロッコ問題で鋭く対立している状況下において、借款の成功はモロッコ危機の解決にかかっていた。ロシアはフランスの側に立っており、そのためドイツの銀行家は借款に関わることを完全に拒否し、自己の政府の指示に従いロシアのイギリスへの接近を妨げようとした。ヴィッテは1906年3月、ドイツの銀行家メンデルソンにこう書いている。「私は、ドイツとロシアにとって事態が悪い方向に展開することを避けるためあらゆる努力を払いました。ドイツの政策そのものが、悪化の危険性がある方向を選びました。そして、ドイツを除く、フランス、イギリスやその他の諸国の支援の下で実施された借款は、全世界にとって、ロシアがロシアにとってもドイツにとっても利益とならない政治グループに接近することを意味することになるでしょう。これは、ロシアとドイツを、ピョルケで掲げられたた賢明な原則の実現から一層遠

ざけることになるでしょう」¹³。

ロシアは徐々にドイツから離れてイギリスに接近した。そのような傾向はすでにヴィッテ首相の在任中の1906年初め、ベンケンドルフのサンクト・ペテルブルクへの短期訪問の際に見られた。ニコライ2世への謁見の際、「ロシアとイギリス間のさまざまな政治問題に関する協定」の可能性について討議されたが、それは「わが国とロンドン政府との間でのいかなる事前の申し合わせもなしに、大変複雑な国際問題に対するほとんど完全な見解の一致が徐々に近年発生した」¹⁴結果によるものであった。

1906年4月28日のイズヴォルスキーの外務大臣任命は、いくつかの理由から見れば明らかにイギリスとの関係の正常化を暗示するものであった。第一に、彼はデンマーク大使であったが、そのデンマークでは反ドイツ的な政党とマリア・フォードロヴナ女帝の影響力が大きかった。第二に、ベンケンドルフによる英露交渉の一部はデンマークで行われており、そしてイズヴォルスキーは進行中の議論と関係していた。したがって、彼が外務大臣に任命されるやいなや、外交路線はイギリスとの関係改善に向かうことになった。イズヴォルスキーは自分の回想録に次のように書いている。外交戦略の選択は、「私のパリとロンドン訪問時に、ネリドフ、ベンケンドルフ伯、ムラヴィヨフと注意深く検討され、われわれはロシアの外交政策はフランスとの同盟を基に確固として確立されなければならないが、さらにその同盟はイギリスと日本との合意によって強化・拡大されなければならないという同一の見解に達した」¹⁵。1907年の駐米アメリカ大使に向けた外交書簡のなかでイズヴォルスキーは、戦争の結果、ロシアは

¹² АВП РИ, опись 470, дело 97, л. 36

¹³ Игнатьев А.В. Внешняя политика России в 1905-1907 гг. М.: Наука. 1986, С. 74

¹⁴ АВП РИ, опись 470, дело 97, Ч.П. Л.18-19

¹⁵ Извольский А.П. Воспоминания. М: Международные отношения, 1989. С. 49

自己の同盟国に対する幻想から解かれ、如何なる国からの支援をも当てにすることはできないということ、ポーツマス条約は日本の侵攻に対する確固とした防御壁ではなく、今後ロシアは紛争の口実を与えてはならない、ということ考察していた¹⁶。

2. 日露接近の開始

日露交渉においてイギリスが好都合な立場に立っていたことは当時ロシアで良く知られていた。たとえば、『ノーヴォエ・ブレミヤ（新時代）』紙は、1906年の外交に対する論評で次のように書いていた。「イギリスの自由党政府はアジアに関する全ての問題でロシアと一般的な合意に達することを望んでいる。しかし、もちろん同政府は、もしイギリスの同盟国である日本人が、アジアでわれわれに、体に入った弾丸の破片のように、つねにうずく潰瘍を刺激し、徐々に治癒するような合意を妨げるような条件を指示するならば、そのような合意を得るということ是不可能にすることを理解している。まさにそれゆえ、イギリスの世論が、当面、自己の最終的な要求を掲げず、ペテルブルクでの交渉をうまく終わらせることを容易にすることでロシアにとって有利な方向に転換を始めた」¹⁷。

1906年5月、イギリス外務省はニコルソン大使に二つの問題に関する協議を命じた。それは、中東における現状維持とバグダッド鉄道に対す共通の政策である。第二の問題については、一定の意見の相違があることがただちに明らかになったため、彼はまだ夏のうちにそれを協議の議題から外した。両国の注意は、イラン、アフガニスタン、チベットの諸問題に集中

された。英露間の協定に関する交渉は、1906年5月29日に開始され、1907年にイラン、アフガニスタン、チベットに関する論争に決着をつけたいくつかの協定書の署名で終わった。

具体的な交渉は、1906年6月7日のチベットに関するイギリスの協定案から始められた。イズヴォルスキーは皇帝にニコルソンの意図が「一連の問題で公式の協定に至るための交渉に入るため」、開始の合意を得ることができたと報告した。6月19日（7月2日）、イギリスの提案を検討するため外務省の協議会が開催された。その後、10月にロシアの対案がニコルソンに手渡された。両国政府の注目は、しかしながら、8月初めにシャー政府の緊急の借款要請がイランで起こったことに向けられた。外務省と財務省の合同会議は、イギリス人と共同借款について合意に達することを勧め、その後この提案がイギリス側に手渡されること、そして今度はイギリス側がそれをイランにおける影響圏の分割についての交渉の開始のために利用するというものであった。

すでに1906年9月7（20）日、このイギリス側の提案は特別協議会の審議に付された。参謀総長を除いた大部分の大臣は、外務大臣と財務大臣の論拠に賛成した。チベットに関する交渉にイランに関する交渉が追加された。1906年11月30日、イズヴォルスキーにこの協定のイギリス案が手渡された。具体的な交渉の日程にアフガニスタン問題が付け加えられた。アフガニスタンに関するイギリスの協定案がすでに1906年9月に用意されていたにもかかわらず、それがニコルソンに手渡されたのは1907年2月23日であり、その時にはすでに両国のイランに関する立場は明確になっていたのである。

協定が中東の諸問題の調整を行ったとはい

¹⁶ Despatch N.409, September 14, 1907, National archive, M862/R357

¹⁷ Новое время, 1 (14) января 1907. С. 3

え、その多くは直接日露関係に関するものであった。ロシアとイギリスは、インドにおけるイギリスの所有権に対する脅威が出現した場合、日本が第2次日英条約に基づいて支援を行うというイギリスと日本の相互協力の対象となる地域における露英影響圏の分割に関してとり決めを行った。したがって、協定の締結によって、その露英合意は、日英条約のみならず、日英トルコ条約の意義を低め、価値を低下した。

それと同時に、日英間にはさまざまな問題で亀裂が始まった。たとえば、日英条約で日本は満洲における門戸開放政策に同意したが、しかしその原則の解釈はイギリスとアメリカのものとは異なったものであることが実際に明らかになった。満洲における新しい日本の役割についての考えは、「門戸開放」政策に大きな障害となり、多くの対立と摩擦を生み出した。1906年春、イギリスは公式に満洲における「門戸開放」政策についての問題を訴えた。それは日本にとって深刻な問題であったため、政府と元老の合同会議が開かれることになった¹⁸。決定は、旅順と大連の開放を予見してイギリスの要求に対する譲歩といえるものであったが、しかし、それは同時に外国市民に対する若干の新たな制限をつくり、それは最終的に同盟国日本からもっと広い大陸政策を期待していたイギリスの不満を和らげるものではなかった。イギリスは当面する政府に対する借款の提供を拒否し、金融メカニズムの助けを借りて東京市と横浜市という自治体に対する借款のみを提供することとした¹⁹、それは日本で否定的な反響を呼びおこした。両者は、二国間関係で、一層の打撃戦に巻き込まれた。

ロシアの在日公使の観察によれば日英関係の

冷却化が明らかになるのは1906年の夏からであった。Yu.バフマーチェフは、イギリス巡洋艦の日本訪問に関する報告のなかで、「食事の際には、普通そのような際に行うべき挨拶が行われ、そしてイギリス水兵たちに日本人たちは普通のあいさつを送ったが… 私やあるいは東京に古くから住むものにとって全体として受けた印象は、いわばある種の冷淡さと、イギリスの大使と艦隊長官が同盟国の艦隊の栄光に捧げる輝かしい乾杯というものには全くつかわしいものではないというものでした」²⁰。この観察は非常に正確である。というのも、両国関係の冷却化はまもなく長期的な傾向を帯びる。日英同盟5周年の1907年2月12日、ロシア大使の報告によれば「装った誠実の感じがし」²¹、それまでの年の狂喜にみちた真情告白には程遠いという印象を受けた。

全般政治協定出現へのプロローグとなったのは、松花江における日本船舶の航行許可問題についての協議であった。この非常に特殊な問題は、通商協定の交渉の過程で発生した。松花江における航行問題は日露の通商に関係がなく、多くは露中関係に関係するものであったが、日本政府は、この河の船舶航行の問題に関する個別の覚書案をこの協定に付け加えたのである。

さらに日本政府の委託により、本野一郎政府代表はマレフスキー＝マレヴィチ元老院議員との通商交渉の過程で、ロシアと中国の協定内容を指摘し、松花江における船舶航行の問題を提起した。1906年11月13日付のマレフスキー＝マレヴィチの覚書に書かれているように、日本公使の意見によれば、問題は政治的意味をもっており、つまるところそれは「日本は、中国との間でなされた合意に基づき、われわれとの公式

¹⁸ 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交』信山社出版、1999、241頁

¹⁹ Ian H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires, 1894-1907*, London,

Athone Press, 1966. P. 349

²⁰ АВП РИ, опись 493, дело 909, л. 143

²¹ АВП РИ, опись 493, дело 911, л. 68

の合意なしに松花江に自国の汽船の航路を開くことができるであろうが、それは礼儀正しく、丁寧さをもって行動することにはならないでしょう」²²。さらに本野は次のように語った。日本はこの問題に大きな意味を付与しており、「松花江の問題は、ポーツマス条約で定められているように、満洲における全体的政治状況と直接結びついていると考えている」²³。マレフスキー＝マレヴィチの覚書によれば、ポーツマスでは本野の発言として次のような選択肢が提案された。「満洲を北と南に分割して前者をロシアの影響圏、後者を日本の影響圏とするか、あるいは全満洲をすべての列強に開かれた影響圏とするか」²⁴。

ポーツマス会議のロシア語の議事録でそのような提案は確認できないが、日本の代表たちはまさにポーツマスで行われた議論を引用した。

その後の展開は、韓国における総領事の任命問題をいかに決定するかと大いに関係した。大臣にとどまったラズムドルフは、この問題の最終的決着を引きのばした。というのも、原則として上に引用したポーツマス条約の文言は、韓国における日本の優越な利益のみが認められており、韓国の主権と外交関係に関する問題が残されていたからである。ロシアの外交官たちには、日本側の厳しい立場の前で譲歩することになった。イズヴォルスキーの任命は、事実上、日本側に対する譲歩の道を開き、その一歩が総領事の任命であった。

1906年7月、ブランソンの活動を律する訓令が素早く改正された。彼の基本的な任務は「ロシア臣民とロシアの通商の利益の保護」になった²⁵。したがって、韓国皇帝との個人的な会見

は差し控えなければならず、さらに韓国政府とのすべての接触も日本の総督を直接通さなければならなかったと指定された²⁶。

1906年6月日露関係にもう一つの重要な出来事があった。これはヤル河沿岸森林利権の売買である。この企業は日露戦争前夜のカナメとなった問題のひとつであり、そのためそれは経済的のみならず、政治的意味をももっていた。さらに、その株主のひとりが皇帝ニコライ2世であり、利権の売却は象徴的性格をもち、韓国に対する路線の転換を意味した。

1906年7月7日、ペテルブルクの有名なアメリカ企業「ウエスティングハウス」の代表でアメリカ市民スミスとの間で契約が結ばれた。同年9月、この取引が東京に知られ、ロシアの首都にいる本野公使にこの情報の真偽を確かめるように要請され、9月22日、ペテルブルクのアメリカ大使館に照会をした。そしてアメリカ大使館は国務省に同様の内容の電報を送った²⁷。ワシントンからの回答は、われわれのところへロシア森林会社との契約が調印されたことを記載しているスミス氏から手紙が届いたという内容のものであった²⁸。

本野は問い合わせのなかで、このロシア森林会社の契約は取消され、それ故、この取引は、この事業に興味を持つアメリカの起業家たちに不必要な費用をかけることになり、問題が生じることになるだろうことを通知するよう要請した²⁹。次に1906年10月19日、新しい協定が韓国と日本の間で結ばれ、木材の伐採・加工は両国の企業のみ許された。その後、利権の購入者は自己の権利が認可されるすべての展望を失った。民事訴訟が数年続き、日本とアメリカの関

²² АВП РИ, опись 470, дело 135, л. 154 об.

²³ Там же. л. 155

²⁴ Там же. л. 154 об.

²⁵ АВП РИ, опись 491, дело 84, л. 94

²⁶ Там же.

²⁷ Dispatch N.652, September 22, 1906, National archive, M862/R202

²⁸ Russian Timber Company of the Far East

²⁹ Dispatch N.652, September 22, 1906, National archive, M862/R202

係に余分な重荷を背おわせた。

A. イズヴォルスキーは、サンクト・ペテルブルクにおける本野との私的な会談で松花江での航行問題に触れ、さらにそれに加えて、日本の公使は「松花江の自由な航行の問題を、政治的性格をもつものとして、全体の交渉問題から切り離すという可能性を個人的に認めたこと」³⁰を伝え、この件についてポコチロフの意見を求めた。

1906年11月20日、松花江の自由な航行の問題は特別審議会の検討に委ねられた。審議会にはマレフスキー＝マレヴィチが出席し、彼は本野の見解が次のようなものであると報告した。「ポーツマスでの交渉の際に生じたのは、…満洲のロシアと日本の影響圏への分割について、その際の境界が松花江となるだろうという予測であった」³¹。

特別審議会の決定はあいまいで、イズヴォルスキーが望んでいた、「日本による松花江航行の自由の要求を排除するに十分な手段をとっても、他方では、たとえわれわれに有利に解決できなくても、すくなくともわれわれと日本との関係を悪化させるほど意味がある問題とは思わない」³²というものとはならなかった。

特別審議会の決定は大臣に、事実上、松花江そのものの件のみならず、満洲における影響圏の分割についても、日本側と協議することを可能とした。審議会の議事録は皇帝に提出され、必要な決定をへて皇帝の同意をえ、その後の大臣の行動を正当化することになった。

A. イズヴォルスキーは、本野との交渉において日本代表との協議だけでなく、知己の新聞記者にもこれを利用した。当時の林董外相は自己の記録に、全般協定に関する交渉での提案は

間接的な方法で行われたと書いた。1906年末と1907年初め、ヴィッテとの関係で知られた『デイリー・テレグラフ』のディロンが自らの新聞に、漁業条約の締結と日露接近の重要性について述べた二つの記事を掲載した。これらの記事は、その後、イズヴォルスキーからペテルブルクの本野日本公使に示された。ディロンがロシアの政府関係者と緊密な関係をもっていることを知っていた本野は日本外務省に注意を喚起し、その内容に言及した。元老の伊藤博文と山縣有朋の同意の下で交渉が開始された³³。特に重要なのは、清国に対する積極政策を主張する軍事グループの庇護者、山縣の立場であった。山縣はロシアが自己の影響圏を南へ拡大することを志向しない場合には、日本は他のヨーロッパ列強とアメリカからの圧力に対抗するため、清国における政策上の協力についてロシアと合理的に合意することができると考えていた³⁴。

ディロンは二つの記事を数週間は喜んで公表した。両方の目的は日本の立場を明確にすることであった。最初の記事は11月前半の『デイリー・テレグラフ』に掲載され、漁業条約の交渉問題に当てられた。そこでは、ポーツマス条約の文言の解釈に関する日本の厳格な立場が両国間の軍事行動を再開させるかも知れないという予測がなされた。

記事は注目を集めた。日本側の返答も新聞を通じて行われた。そこでは戦争再開の可能性が断固として否定された。たとえば日本の新聞『デイリー・メール』は、「この通信員は、このような比較的小さな問題が軍事行動再開の原因となるという憶測を信ずべきだといっている」³⁵と書いた。日本はロシアの沿岸での漁業権、あるいは同様のこまごまとした諸問題の権利を得

³⁰ АВР ПИ, опись 470, дело 135, л. 72

³¹ Там же. л. 93

³² Там же. л. 100 об.

³³ Pooley A.M., *The Secret Memoirs of Count Tadasu*

Hayashi, London: Eveleigh Nash, 1915, P. 227-228

³⁴ 吉村道雄『日本とロシア』日本経済評論社、1991、11-12頁

³⁵ *Daily mail*, November 28, 1906

るため、ロシアと戦争しようすることにはならないとほめかけた。したがって、ロシアと日本の間にあるすべての係争問題は、日本がそのために戦争を始めようとするに至るほど深刻なものではなかった。

その後、ディロンの別の記事が出たが、それはロシアと日本との合意の可能性を検討するものであった。イズヴォルスキーはその記事に注目することを本野に求めただけでなく、バフメーテフにも同様の注目を求めた。バフメーテフは後に次のように報告している。「閣下、電信指令書に基づき、私は指定された『デイリー・テレグラフ』の該当号を苦勞して入手し、外務大臣と外務副大臣がそれを注目することに配慮し、日本の主要な新聞の編集者に通知しましたが、その新聞はほぼその全文を掲載いたしました」³⁶。その後、日本の新聞の論調は大きく変化した。新聞には日露交渉がうまく進んでおり、英露協定が間もなく結ばれるであろうという多くの記事が現れるようになった³⁷。

同時に、東京から日露交渉が中止されたという噂がサンクト・ペテルブルクで広がっているということに根拠はないという公式の声明が送られてきた。日本はロシアに対してこれまで決して余計な要求をしたことはなく、またこれまでの交渉の過程で決して非妥協的であるとは言えないことを伝えた。両国には戦後に建設される新しい状況に参加するべき必要性があった。そこに、複雑で詳細な諸問題を解決するあらゆる困難があったが、交渉を中止するべき口実となるようなものは決して何事も起こらなかった。

まさにこの時期、自国への追加借款の問題のために日本の高橋是清・大蔵大臣がパリを訪問

した。パリにおいてのみ、大臣は有望な申し出を受けたが、そのためには清国南部に関するフランスとの協定の締結、ロシアとの問題の早急な解決といった幾つかの条件を整えねばならなかった。フランス外務大臣ピションは日本の栗野公使との会談で、次のようなひとつの条件を出した。「ポーツマス条約の精神に合致した互いに満足する日露協定の早急な締結」³⁸をすることである。この問題について、サンクト・ペテルブルクのフランス公使ボンパルはその後、次のようにコメントした。「松花江に関するような問題を提起することをやめ、それを一時延期しないかぎり、通商の諸問題にたずさわり、そして通商・航海・漁業条約に関する協定締結の道にあるすべての諸問題を最も短い期間に解決することをし、これは借款の提供に関する問題の解決にむけて最も重要な意味を持つ行動になるであろう」³⁹。フランスの外交官たちは日本に対して貿易協定と漁業条約の締結問題で妥協することを提案した。

日本外相林董はフランスの提案に対してその具体的な説明を求めて最大限真剣に対応し、その後パリとペテルブルクでただちに審議を開始した。

12月16日、ペテルブルクで日露交渉の進展に関するロシア外務省の公式声明が発表された。そこでは、近年、ロシアと日本の間の通商条約と漁業条約交渉に関して広められた矛盾し誇大な噂に対する反論がなされた。声明では「上記の諸問題に関する合意にはいまだ達せられていないとはいえ、交渉は続けられおり、その進行はおそらく完全に正常であるとは言える」⁴⁰ということが保障された。この声明には、両国の接近の可能性についてのほめかしはなかつ

³⁶ АВП РИ, опись 493, дело 911, л. 85

³⁷ Там же.

³⁸ 『日本外交文書』第40巻、第2冊、47頁

³⁹ 同上。

⁴⁰ Официальные сообщения. Новое время. 17 (30) декабря 1906. с.3

た。とは言うものの『ノーヴォエ・プレーミヤ』紙はただちに係争問題での妥協に達した両国間の関係の基本的なトーンの変化を指摘した。新聞の解説では次のように書かれた。「われわれは、報道のすべての口調が、日露関係に重要なデタントのときがきたことを示していると指摘することが自己の義務であると考えものである」⁴¹。

ロシア外務省が声明を発表した日、イズヴォルスキーは本野と会い、ロシアと日本の関係の確実な平和のためには大幅な譲歩を行う用意があると語り、そしてまた、東アジアにおける平和を保障する方向でロシアが提案をする可能性をほめかした（「若シ日露ノ間将来確カニ平和ヲ保チ得ルノ保証ヲ得ハヨリ多く譲歩ヲ為スモ … 露国ヨリ何か發議スルコトアルヤモ測リ難キニ付 …」）⁴²。本野はただちに外務大臣の意見を照会するため、1907年1月19日、東京着の電報を送った。

それに加えて、本野はパリで『ル・タン』紙との詳細なインタビューを行い、その記事は1月2日（西暦）に公表された。そこで、日本の在ペテルブルク公使は、日本とロシアの交渉が成功に終わることを保証した。特に「アムール河と松花江に関する問題は交渉においてもちだされず、また日本はそのような要求を提起しなかった」⁴³と言明した。事実上、このインタビューは、ポーツマス条約に発する日露間の係争問題の早期の解決を求めるフランス外交官たちの要求に対する回答を含むものであった。その時、本野はすでに係争問題の解決は、ロシア側に重要なイニシアティヴが出されることを知っていた。

おわりに

日露関係が急激に転換する上で、いくつかの重要な前提が存在した。第一は、極東における長期にわたる平和の維持よりも、日本が得た物を確定するポーツマス条約締結後に残された多くの未解決の問題。第二は、英独関係の先鋭化によって呼び起こされ、イギリスのロシア側への方向転換によって引き起こされたイギリスの政策の全体的な変化およびアンタタ（三国協商）の活発的な建設。第三は、清国における日本と日露戦争時のイギリスやアメリカといったその同盟国との間の急速な対立の拡大。第四は、ロシアが敗戦の雪辱を果たそうとするであろうという予測を前提に作られ、それ故に異なった状況下で、つまり状況が平和的に進展したため急速にその意義を失った第二次日英同盟の大変限られた目的。第五は、日本とロシアの清国における相互利益であり、まず東清鉄道の北部と日本へ譲られた南部支線との自然の統一性とそれらに結びついた諸鉄道の運用と建設、あるいは清国に鉄道路線をもっているその他の諸国の利害を伴った経済的な対立が加わった。第六に、ロシアとの戦争で「目のくらむような成功」をおさめた日本では、近年ハワイ島を併合したアメリカに対する反感を忘れられず、いかなる敵にも挑戦することができるというムードが広がったということである。

ロシアにとっても協定の締結は、日露戦争で大きく低下した、やはり清国における自国の影響力の痕跡を維持する可能性を与えた。1907年5月2日作成の「満洲における影響圏に関する調査」には、戦後、日本はポーツマスで手に入れた権利に満足せず、ロシアの影響圏を含め、色々な地域でそれを拡大しようとしたとも書か

⁴¹ Там же.

⁴² 『日本外交文書』第40巻、第1冊、97頁

⁴³ 日露談判状況、『朝日新聞』（6.1.1907）2頁

れていた。調査書では「満洲における優位にたつための対等ではない闘争で、われわれは弱者として屈することになり、その上、議論の余地のない日本の影響圏の範囲のみならず、われわれの実際の利益圏である中国鉄道、鉄道用地およびあまり多くはないロシア企業がる北部満洲にさえ譲渡することに追い込まれるという事実を意識すべきだ」と語られていた。「日本との自由な競争にわれわれの不利な立場は、日本

の反作用を除去あるいは日本の弱体化して、たとえ一定の枠内であったとしても、自己の利益を保証し、おこりうる偶然性から自己を守る可能性をわれわれに与える状態を探求すべきことをさせる」⁴⁴。このようにして、ロシア側は清国における利益圏の境界を定めることによって、中東鉄道が通る国の北部地域における自己の影響の残余を維持しようとした。

注記：この論文は、平成28-30年度科学研究費補助金による基盤研究（C）「日露の対立から和解への過程の総合的比較研究—現代のための日露戦争後の外交の教訓—」（研究代表者：寺本康俊）に対する助成により、研究協力者セルゲイ・トルストグゾフがモスクワのロシア帝国外交史料館などを調査した史料等に基づく研究報告の一部である（JSPS科研費JP16K03518）。

謝辞：本論文作成にあたり、貴重なご助言を頂いたアジア研究所の藤本和貴夫所長に深く感謝致します。

⁴⁴ АВП РИ, опись 493, дело 202, л. 81